

遺言者生前の遺言無効確認の訴の適否

高 島 義 郎

昭和三十一年一〇月四日最高裁判所第一小法廷判決(昭和三〇年(オ)第九號) 遺言無効確認等請求事件 最高裁民集一〇卷一〇號一二二九頁——
一部棄却一部破棄自判

【判決要旨】 遺言者の生前における遺言無効確認の訴は不適法である。

【事實】 X(原告、被控訴、被告、控訴、上告人)はY(被告、控訴、上告人)の主宰する寺で庇護扶養を受けていたが、昭和二十六年一月二一日、その所有する本件係争建物をYに遺贈する遺言書を公正證書により作成した。ところがYの待遇に不満を感じたXは、昭和二十七年六月下旬頃訴外Aの許に身を寄せ、同年九月二四日さきの遺言を取消し、受遺者をAとする遺言書を公正證書により作成した。ところでこれよりさき、昭和二十七年七月一〇日に、YはX所有の右本件建物の所有権取得登記をなしていた。そこでXは、右所有権の移轉登記はYが保管していたXの印鑑を用いて勝手になしたもので所有権を侵害されたとして、Yを受遺者とする遺言の無効確認を求めるとともに、所有権に基づく右登記の抹消を求める訴を提起した。これに對してYは、本件建物は贈與により取得したもので、既に移轉登記も了しているから、Xは遺言の取消によつても回復し得ないと抗辯した。

第一審第二審とも、Xの請求を認容して、Yを受遺者とする遺言の無効を確認するとともに、Yに移轉登記の抹消を命じた。これに對してYより、移轉登記の抹消を命じた部分についてはXより贈與があつたこと、Yを受遺者とする遺言の無効を確認した部分については、Yも争わないのであるから確認の利益がないことを理由として上告がなされた。

【判決理由】 職權をもつて按ずるに、確認の訴は原則として法律關係の存否を目的とするものに限り許されるのであつて、事

遺言者生前の遺言無効確認の訴の適否

七三

實關係については訴訟法上特に認められた「法律關係ヲ證スル書面ノ眞否ヲ確定スル爲ニ」する場合（民訴二二五條）の外はこれを提起することができない。それは法令を適用することによつて解決し得べき法律上の争訟について裁判をなし以て法の權威を維持しようとする司法の本質に由來する。すなわち法律關係の存否は法令を適用することによつて判断し得るところであるに反し、事實關係の存否は經驗則の適用によつて確定されるのであり、經驗則の確認、これが正當な適用というようなことは司法本來的使命とは直接的關係はなく法令適用の前提問題たるに過ぎないからである。そしてまたその法律關係についてもただ現在時における存否のみがこの訴の對象として許されるのであつて、ある過去の時點におけるその存否、若くは將來時におけるその存否というようなことは確認の對象とすることは許されない。民事訴訟法は現在の法律關係の確認を許すだけでこの種の訴を認めたと立法目的を達成するに必要にして十分であるとしたものと解せられる。けだし、過去の法律關係の存否に影響を來たすべき場合においても、それは單に前提問題としての意義を有するに止まり、當該現在の法律關係の存否につき確認の訴を認める外、かかる過去の法律關係の存否についてまでこの種の訴を認める必要はないのであり、また將來の法律關係なるものは法律關係としては現在せず従つてこれに關して法律上の争訟はあり得ないのであつて、假りにある法律關係が將來成立するか否かについて現に法律上疑問があり將來争訟の起り得る可能性があるような場合においても、かかる争訟の發生は常に必ずしも確實ではなく、しかも争訟發生前豫めこれに備えて未發生の法律關係に關して抽象的に法律問題を解決するというが如き意味で確認の訴を認容すべきいわれはなく、むしろ現實に争訟の發生するを待つて現在の法律關係の存否につき確認の訴を提起し得るものとすれば足ると解せられるからである。この事は現存する給付請求權について、それが條件附又は期限附であるとき「豫メ其ノ請求ヲ爲ス必要アル場合ニ限り」將來の給付の訴を提起し得るものとした民訴二六條の規定の存在することに徴しても容易に理解し得るところであらう。

本件において、遺言の無効確認を求めらるる請求の原因の要旨は、Xは昭和二十六年一月二一日東京法務局所屬公證人青山春齊作成第一八六九一四號公正證書により遺言者をX、受遺者をY、遺言執行者をB及びCとして本件係争建物をYに遺贈する旨の遺言をしたが、昭和二十七年九月二四日同公證人作成第二〇二四二六號公正證書により遺言者をX、遺言執行者をD、證人を同人及びEとして前記遺贈を取消したので、該遺言の無効確認を求めらるるものである。（記録によれば、X主張のとおり遺贈がなされ、そしてそれが取消されたことは、本訴當事者間に争はないのである。本件では遺言無効確認請求の外、Yが昭和二十七年七月一〇日係争建物につきなした所有權取得登記の抹消登記手續を求めらるる請求が併合されているけれど、右所有權の取得登記は前示遺贈をその

登記原因とするものでないことは勿論である。) してその請求の趣旨は、これを字義通りに理解するならば遺贈なる法律行為の無効なることの確認を求めるものの如くであるが、法律行為はその法律効果として発生する法律關係に對しては法律要件を構成する前提事實に外ならないのであつて法律關係そのものではない。ある法律行為が有効であるかということ、もとより法律判斷を包含してはいるけれども、かかる事項を確認の訴の對象とすることの許されないことは前段説示するところにより明瞭であろう。またその訴旨を本件遺贈による法律効果としての法律關係の不存在的の確認を訴求するものと理解しても、なおこの訴は不適法たるを免れない。元來遺贈は死因行為であり遺言者の死亡によりはじめてその効果を發生するものであつて、その生前においては何等法律關係を發生せしめることはない。それは遺言が人の最終意思表示であることの本質にも相應するものであり、遺言者は何時にても既になした遺言を任意取消し得るのである。従つて一旦遺贈がなされたとしても、遺言者の生存中は受遺者においては何等の權利をも取得しない。すなわちこの場合受遺者は將來遺贈の目的物たる權利を取得することの期待權すら持つてはいないのである。それ故本件確認の訴は現在の法律關係をその對象とするものではなく、將來上告人が死亡した場合において發生するか否かが問題となり得る本件遺贈に基づく法律關係の不存在的の確定を求めるに歸着する。しかし現在においていまだ發生していない法律關係のある將來時における不成立ないし不存在的の確認を求めるといふような訴が、訴訟上許されないものであることは前説示の通りであつて、本件確認の訴はその主張するところ自體において不適法として却下せざるを得ない。

それ故、第一審裁判所が本件確認の訴を適法と認め本案につきその請求を認容したのは失當であり、原審は須らく第一審判決を取消し訴却下の裁判をなすべきであつたにも拘らず、第一審と同一見地に立つて該判決を維持し上告人のなした控訴を棄却したのは失當でありこの點に關する限り原判決は破棄を免れない。しかも事件につき裁判をなすに熟すること勿論であるから、第一審判決をも取消し訴却下の裁判をしなければならぬ。(しかし移轉登記の抹消を命じた部分については、Yの上告理由は理由なしとして棄却した。)

【参照條文】 民訴法第二二五條、民法第九八五條。

【研究】 判旨に賛成である。

判旨は遺言者の死亡前の遺言無効確認請求について、その不適法なる理由を極めて詳細に述べており、特につけ加

えるべきところはないが、將來の權利または法律關係の確認請求を不適法とした點で、本件は上告審の判例としては最初のものと思われる。

いふまでもなく、元來確認の訴は、原則としてその對象が現在の權利または法律關係でなければならぬと解されている。訴訟は法令を適用して紛争を解決することを目的とするものであるから、法令適用の前提をなすにすぎない單なる事實の存否または法律的行爲の有効無効の確認請求は許される餘地がなく、また權利または法律關係であつても、現在の紛争を解決するには、現在の權利關係を對象として取上げることが捷徑であつて、現在の權利關係については前提的な意義しか持ち得ない過去の權利關係の確認をも許し得ることになれば、「因果ノ連鎖ハ一次ニ止マラス數次ヲ累ヌル前提ニ付キ漸ヲ逐ヒ序ヲ進メテ夫レ夫レ確認ノ訴ヲ經由スルヲ得ルニ至リテ事端ノ頻起紛生當ニ被告ヲ煩ハスノミナラス一般公益ノタメニモ亦許スヘカラサルモノ」(大判昭和八・六・二〇)となるからである(この點の判例の事實または法律行爲に關する確認請求を不適法としたものとしては、例えば、大判明治三四・五・八民錄七輯五卷五九頁、大判大正二・六・二八民錄一九輯五三〇頁、大判昭和七・七・一六裁判例(六)民二二三頁、最高判昭二四・一二・二〇民集三卷五〇七頁等、また過去の法律關係の存否につき、例えば大判明治三四・五・六民錄七輯五卷一七頁、大判昭和九・五・一〇)。したがつて本件の請求が、遺贈なる過去の法律行爲の無効確認を求める趣旨であれば、その不適法なことは改めていふまでもない。

しかし原告の請求の趣旨が、一見過去の法律行爲の有効無効の確認を求めているように思われる場合であつても、本來の訴旨は現在の權利關係の確認を求めるものであれば、これをも排斥すべき理由はない。判例もつとに賣買無効確認請求についてこの趣旨を明らかにしているのであつて、裁判所としては、そのような場合には原告の訴旨が現在の法律關係の存否の確認を求める趣旨か否かを釋明して審理すべきである(大判昭和一〇・一二・一〇民集一四卷二〇七七頁。兼子、判民五四頁參照。このほかにも株主總會決議無効確認を現在の法律關係の確認を求めるものとして適法と解するものがある。例えば、大判大正二・六・二八民錄一九輯五三〇頁、東控判明治四五・四・一九新聞七九九號二二頁等)。そしてこのような觀點から眺

めると、遺言無効確認請求といつても、一概に遺言そのものの無効確認を求める趣旨と解すべきではなく、遺言によつて発生せる権利または法律関係の無効確認を請求するものと解すべき場合もあろう。下級審の判例であるが、このような趣旨において遺言の無効確認請求を適法と解したものがあつた。(東京地判大正三・三・六)。しかし本件のように、遺言者が生前において、自己のなした遺言の無効確認を訴求する場合には、現在の關係が問題とされている限りそのように解する餘地はない。判旨の示す通り、人の最終意思の尊重を建前とする遺言にあつては、その法律効果の發生は遺言者の死亡に係り、それまでは取消も自由であつて、遺贈の意思が表示されていてもそれによつて受遺者は何等の期待をももち得ないからである。したがつて本件のXの訴旨は、現在の關係としてみる限り遺言なる法律行為自體の無効確認を求める趣旨と解するはかなく、その不適法なことは前述の通りである。

ただし現在に局限せず、將來の關係として捉えるときは、本件のような遺言無効確認請求も權利關係を對象とするものとみなす餘地はある。すなわち將來遺言者の死亡によつて發生する權利關係の確認を求めるものとしてである。しかし未發生の權利關係については紛争が生ずるか否かも不明であり、假りに將來紛争の發生が豫想されるような可能性が現在あるとしても、現實に發生した場合に解決すればよく、豫めこれに備えて未發生の法律關係について存する現在の法律上の疑問を抽象的に解決する必要は、具體的な法律的紛争の解決を目的とする民事訴訟においては少しも存しない。下級審の判例に判旨と同様の結論を示したものがあつた。(朝鮮高院判昭二・三・一八)、學說でも相續前の相續權の存否の確認請求と共に、本件の場合を不適法と説くものがある。(兼子、條解民訴法六〇三頁)。判旨はこの理由を極めて詳細に述べており、間然するところがない。